

貸 渡 証

平成 年 月 日

借受人の氏名または名称			
借受人の住所		連絡先	
運転者の氏名		運転免許証の種類及び番号	第 号
運転者の住所		連絡先	
貸渡自動車の登録番号		貸渡自動車の車両番号	
貸渡日および時間	平成 年 月 日 AM・PM 時 分		
返還日および時間	平成 年 月 日 AM・PM 時 分		
貸渡事務所		返還事務所	
貸渡人の氏名または名称	株式会社 共立トランスポート		
貸渡人の住所	大阪市西区川口2丁目7番33号	連絡先	06-6582-1136

遵守事項

- ・本貸渡証は運行中必ず携帯し、警察官または地方運輸局もしくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない。
- ・自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介および斡旋を含む。）を受けることができない。
- ・貸渡自動車に係る事故および故障等が発生した場合の処置（貸渡約款抜粋）

（事故処理）第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処置するものとします。

- （1）直ちに事故の状況等を当社に報告すること。
- （2）当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- （3）当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- （4）レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

- 2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処置について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

（故障等の処置等）第22条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

- 2 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。
- 3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。
- 4 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

- ・貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる。